

南丹都市計画地区計画の決定（南丹市決定）

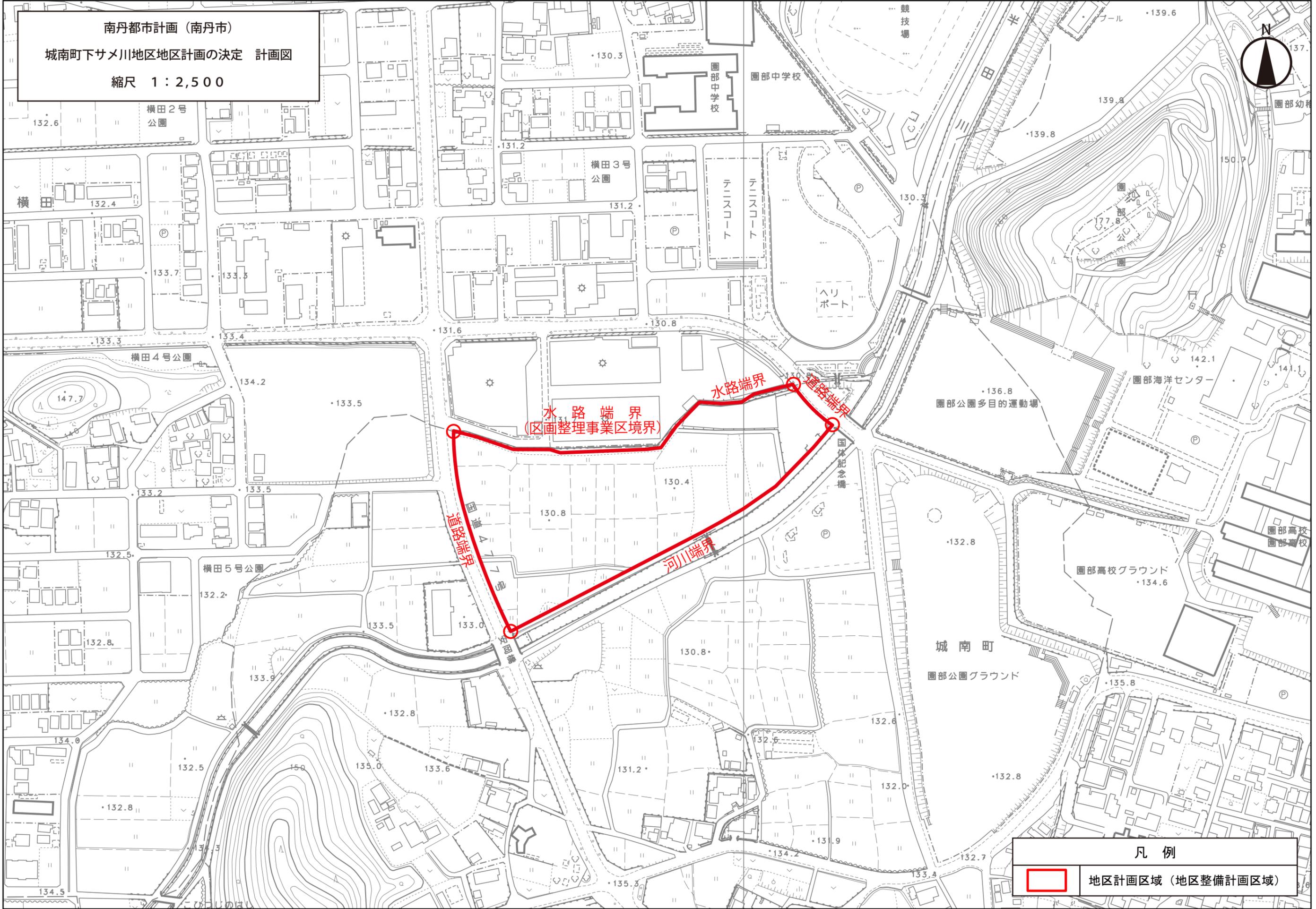
令和6年12月24日 決定

南丹都市計画城南町下サメ川地区地区計画を次のように決定する。

名 称		城南町下サメ川地区地区計画
位 置		京都府南丹市園部町城南町上サメ川、下サメ川の各一部
面 積		約2.5ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、一級河川半田川に沿って形成された地区であり、園部町市街地の西部に位置し、土地区画整理事業により整備された横田地区の工業地域と隣接しているほか、幹線道路である都市計画道路横田小山東町線に面しており、高い利便性を有している。</p> <p>このことから、幹線道路沿道にふさわしい工業系、商業系の土地利用の適切な誘導を図るとともに、周辺環境と調和の取れた良好な市街地の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>幹線道路沿道にふさわしい商業・業務・沿道サービス等の土地利用を図るものとし、住居系土地利用を規制する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針にふさわしい良好な地区環境と都市景観の保全・形成が図れるよう、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工業系、商業系の土地利用が図られるよう、「建築物等の用途の制限」を定める。 敷地の細分化を防止し、良好な地区環境の保全・形成を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 周辺の街並みとの調和が図られるよう「かき又は柵の構造の制限」を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（以下、「政令」という。）第130条の3で定めるもの ホテル、旅館 ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設 カラオケボックスその他これに類するもの マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ その他これに類する政令第130条の7の3で定めるもの 幼稚園、保育所、学校、図書館その他これらに類するもの 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 病院 公衆浴場 診療所 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 自動車教習所 畜舎 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」の用に供するもの 京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第23条第1項に規定する営業の用に供するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>500㎡</p> <p>前項の規定は、巡查派出所、公衆電話所その他、これらに類する公益上必要な建築物の敷地については適用しない。</p>
	かき又は柵の構造の制限	<p>かき、さく又は塀等を設置する場合は、美観に配慮し緑化に努める。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

南丹都市計画 (南丹市)
城南町下サメ川地区地区計画の決定 計画図
縮尺 1 : 2,500



凡例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)